

委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」, 「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」, 「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(再委託)

- 第2条** 吉野川市委託業務標準請負契約約款（以下「約款」という。）第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。
- 一 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断等
 - 二 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 受託者は、「軽微な業務」であるコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作について再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受託者は、設計業務等を再委託する場合、書面により下請人との契約関係を明確にしておくとともに、下請人に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。
- なお、下請け人が、吉野川市の一般競争入札及び指名競争入札参加資格者である場合については、指名停止期間中であってはならない。

(専門担当技術者)

- 第3条** 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しを除く監督員との協議及び立会時において、管理技術者の代わりに出席(臨場)できる専門担当技術者を定めることができるものとする。この場合、別添の専門担当技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この専門担当技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更した日から5日以内に監督員に専門担当技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 専門担当技術者の資格要件は、下表に記載のとおりとする。
- 3 受注者は、専門担当技術者を定める場合には、同技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。ただし、実務経験を有する者を技術者とする場合は、技術者経歴書を監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、専門担当技術者を定める場合には、同技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証等の写し)を監督員に提出しなければならない。
- 5 専門担当技術者は照査技術者を兼ねることができない。

専門担当技術者の資格要件

業務内容	資格要件	
	(1) 資格	(2) 実務経験
設計業務	①技術士 ②認定技術管理者(建設コンサルタント登録規定第3条第1項口に該当すると認定された者) ③工学博士 ④RCCM ⑤技術士補 ⑥上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者	① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について18年以上(大学院修了の場合、就学年数を実務経験とみなす。)の実務経験を有する者。 ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について23年以上の実務経験を有する者。 ③ 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について28年以上の実務経験を有する者。

(業務カルテの作成、登録)

- 第4条** 受託者は、業務委託料が500万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、業務契約時、途中変更時、業務完了時、データの訂正時ごとに「業務カルテ」を作成し、「業務カルテ」の写しを監督員に提出して内容の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。
- 登録は、契約時については業務契約後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）、途中変更時については契約変更後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）、完了時については業務完成后10日以内、データ訂正は適宜とし、その都度センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 途中変更時については、業務委託料、履行期間、管理（主任）技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。なお、変更登録にあたっては、全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。
 - 契約変更により業務委託料が500万円以上となった場合は、その時点で業務内容を業務契約時又は業務完了時として登録するものとする。
 - 契約変更により業務委託料が500万円未満となった場合は、その時点で登録を削除するものとする。

(管理技術者)

- 第5条** 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、別添の管理技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。
 - 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。
 - 技術士
 - 認定技術管理者（建設コンサルタント登録規定第3条第1項ロに該当すると認定された者）
 - 工学博士
 - RCCM
 - 技術士補
 - 上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者
 - 受託者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 受託者は、管理技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。
 - 管理技術者は、照査技術者が実施する照査結果の確認を行うものとする。

(照査技術者)

- 第6条** 受託者は、成果物の照査を行う照査技術者を定め、別添の照査技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この照査技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に照査技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行う者であり、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身により照査を行うものとする。
 - 照査技術者は、管理技術者と同等の資格等を有する者であり、管理技術者を兼ねることはできない。
 - 受託者は、照査技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 受託者は、管理技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

(管理技術者)

- 第7条** 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、別添の管理技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 技術士
 - ② 認定技術管理者（地質調査業者登録規定第3条第1項イ及びロに該当すると認定された者）
 - ③ 地質調査技術士
 - ④ 上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者
- 3 受託者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 4 受託者は、管理技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

（主任技術者）

- 第8条** 受託者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として主任技術者を定め、別添の主任技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この主任技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に主任技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 主任技術者は、作業の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、測量士でなければならない。
 - 3 受託者は、主任技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 4 受託者は、主任技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

（詳細設計照査要領）

- 第9条** 本業務の次の詳細設計については、「詳細設計照査要領」（徳島県県土整備部 平成15年1月）により照査を行うこととする。

樋門・樋管詳細設計

排水機場詳細設計

築堤護岸詳細設計

道路詳細設計（平面交差点、小構造物を含む）

橋梁詳細設計（鋼橋、コンクリート橋）

山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）

共同溝詳細設計

仮設構造物詳細設計

- 2 照査技術者は、照査計画を作成のうえ設計業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 3 照査技術者は、業務完了時においては照査結果を照査報告書としてとりまとめ、提出しなければならない。

（詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案）

- 第10条** 当該業務では、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお、この提案は予備設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点（コスト縮減の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後段階の設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

（予備設計時に検討すべきコスト縮減提案）

- 第11条** 当該業務では、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお、この提案は概略設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点（コスト縮減の観点から予備設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後段階の設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

（建設副産物対策）

- 第12条** 設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行い、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

(数量集計表の提出について)

第13条 本業務の数量集計表は、工事工種体系及び土木工事数量算出要領を厳守して作成し、印刷物とウィルスチェック済みの電子媒体による提出を義務づける。

(土工数量書等の提出について)

第14条 本業務の土工計算書等について、監督員は印刷物の提出にあわせ、ウィルスチェック済みの電子媒体 (Microsoft Excelファイル) による提出を求めることができるものとする。

(ウィークリースタンス)

第15条 本業務は、ウィークリースタンス (受発注者で1週間のルール (スタンス) を目標として定め、計画的に業務を履行する) の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)
 - (2) マンデー・ノーピリオド (月曜日 (連休明け) を依頼日の期限日としない。)
 - (3) フライデー・ノーリクエスト (金曜日 (連休前) に依頼をしない。)
- 2 前項1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
 - 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
 - 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
 - 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

重点調査回答書

委託業務名	
委託業務箇所	
落札価格	千円(税込み)
受注者名	
回答者名	印

回 答

1 入札価格の積算根拠	
-------------	--

(1) 業務委託積算内訳書 (別紙可)

- ・作業人工数と技術者単価（技術者数及びその拘束日数等）
- ・一般管理費の内訳（事務用品費，通信交通費，福利厚生費，雑費等）
- ・技術経費の内訳（技術者の技術力保持等のために必要な経費）
- ・外注経費の内訳（具体的な見積書等）
- ・使用機材の内訳
- ・その他の内訳

(2) 低価格の理由・根拠

(3) 利益見通し

2 業務計画の内容

- (1) 管理技術者
 - ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)
 - ・管理技術者の手持ち業務数
- (2) 照査技術者 (設計業務の場合)
 - ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)
 - ・照査技術者の手持ち業務数
- (3) 専門担当技術者 (配置する場合)
 - ・専門担当技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)
 - ・専門担当技術者の手持ち業務数
- (4) 業務計画書 (委託契約書第3条参照 別記様式)
 - ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法, 工程管理等についてのコメント
 - ・概略の業務工程 (個別業務の必要日数, 技術者の配置日数等)
 - ・概略の照査計画 (照査を行う業務の節目, 時期, 内容等)
 - ・業務体制 (管理技術者、照査技術者及び専門担当技術者と実務担当者及び担当部門の組織図)
 - ・想定される成果品 (図面の種類, 報告書の内容等)
 - ・業務に使用する主な図書及び基準等
- (5) 再委託等
 - ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可)
 - ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可)
- (6) 本業務の履行に必要な主な機材調達等
 - ・調達 (手持ち) 機材の有無 (別紙可)

3 業務受注状況等

- (1) 現在の受注状況
 - ・市発注業務の受注件数 (別紙可)
 - ・国・県・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可)
- (2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可)
- (3) 保有技術者数 (別紙可)

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

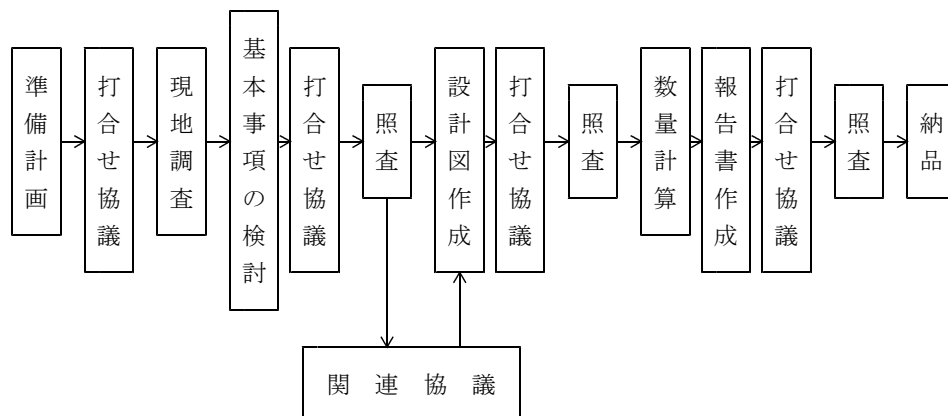
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点, 制約条件等

・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項, 検討内容等

・ 必要となる検討事項, 検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数, 技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月		〇〇月		技術者計	
	10	20	10	20		
準備・計画						
現地調査						
〇〇概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
照査技術者			〇〇		〇〇	〇〇
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇		〇〇
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇
技師 C		〇〇			〇〇	〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目, 時期, 内容等：コンサルタント業務のみ）

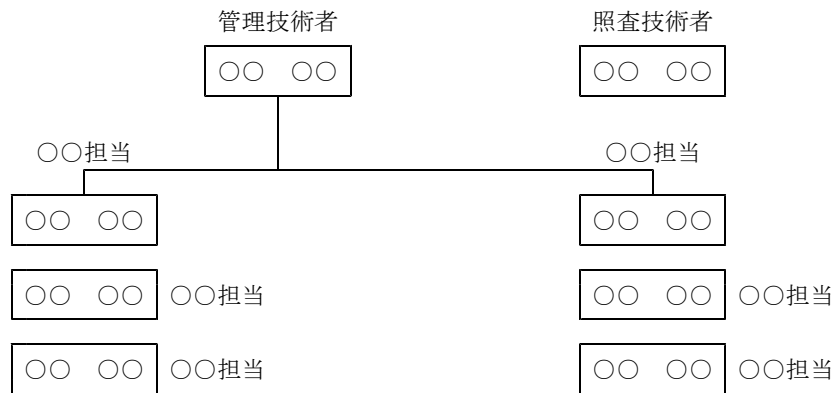
・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

(管理技術者及び照査技術者(及び専門担当技術者)と実務担当者及び担当部門の組織図)

- ・管理技術者及び照査技術者(及び専門担当技術者)と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品(図面の種類, 報告書の内容等)

- ・仕様書等に基づき, 成果品の内容, 部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・当業務に使用する図書及び基準等について, 法令, 指針等必要と考えられるものを記載する。

令和 年 月 日

吉野川市長 様

受託者 住所
氏名

印

専門担当技術者通知書

次の業務について、専門担当技術者を定めましたので通知します。

業務名

氏名

添付資料

- ・技術者の資格者証の写し又は技術者経歴書（様式－２）
- ・受託者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）

技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

2 現住所

3 最終学歴

年 月 日 卒業

4 経 験 年 数 年

5 取得資格等

年 月 日 取得

(以下列記)

職歴 (担当業務歴)

期 間
年 月 ~ 年 月

内 容

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

令和8年度 吉野川市路面性状調査及び舗装修繕計画策定業務 特記仕様書

第1条 適用

本仕様書は、吉野川市が発注する「令和8年度 吉野川市路面性状調査及び舗装修繕計画策定業務（以下「本業務」という）」に適用するものとし、「舗装点検要領 平成28年10月 国土交通省 道路局」に準拠するほか、その他の関係諸法規を遵守して行うものとする。

第2条 目的

本業務は、吉野川市が管理する市道において、舗装の現状について必要な情報を取得し、舗装修繕の効率的な実施に向け、舗装修繕計画を作成することを目的とする。

第3条 成果品

本業務の成果として、以下を提出する。

- (1) 報告書（書面） 1部
- (2) 報告書（電子データ） 2部（DVD-R等）
 - ・報告書に係わるもの（総点検実施要領（案）【舗装編】平成25年2月 国土交通省道路局「様式-A」及び「様式-B」）
 - ・路面性状調査結果の図表及び数量データ（PDFファイル及び生データ）
 - ・調査対象区間の路線図、距離標等が記載された図面（PDFファイル）
 - ・路面性状調査結果をブラウザ等で表示可能なデータ（Shapeファイル形式）
 - ・路面性状調査データより条件指定による区間の抽出・「舗装補修履歴」も条件指定に含む検索を行うツール
 - ・その他監督員の指示した資料

第4条 業務対象箇所

本業務における調査対象箇所は、別添のとおりとする。

- ・路線延長：12.0km
- ・路線数：32路線

なお、本業務履行中に、上記以外の箇所の調査を行う必要が生じた場合は、監督員の指示によるものとする。

第5条 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりである。

(1) 計画準備

本業務の目的・趣旨を十分把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術的方针及び作業工程について、業務計画書を作成し、業務の円滑な遂行に必要な準備を行うものとする。

(2) 資料収集・整理

調査対象区間に関する道路台帳附図、交通量（全体交通量、大型交通量[方向別]）、舗装修繕履歴等を調査、収集し舗装の管理に関する各種基礎的データの整理を行うものとする。

調査・収集したデータをもとに、調査対象区間についてGISソフトを用いて路線図を作成する。また、舗装修繕履歴については、発注者から過去5年間の発注者側で整理した履歴資料を貸与する。

(3) 現地踏査

受注者は、調査に先立ち現地踏査を行い、調査区間の起終点の確認、道路・交通状況、調査における支障物など沿道周辺の状況を確認・記録するものとする。

(4) 路面測定

測定に当たっては、緯度・経度を計測できる計測装置等を用い、走行しながら路面データを収集し、ひび割れ、わだち掘れ、平たん性、IRIの計測を行うものとする。また、測定時にはポットホールの調査を取得するものとする。

使用する計測車両・機材については、下記条件を満たすものを使用すること。

- ・ 一般財団法人土木研究センターの最新の性能確認証書において、それぞれの性能（ひび割れ、わだち掘れ量、平たん性）が合格している機材を用いること。
また、国土交通省が策定する「点検支援技術性能カタログ」に掲載されており、いずれの舗装の精度確認項目（ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI）を満たしていること。
- ・ 計測走行速度は、各対象路線での法定速度内での計測を円滑に行えるものとし、路線状況に応じた時速1km～30kmの低速走行時においても、性能確認試験時の精度を確保できること。
- ・ 撮影した静止画は、個人情報保護の観点から人の顔や車両ナンバープレート等、個人を特定できる情報においては、モザイク処理を施すこと。

(5) データ解析及び評価

撮影した前方画像より、ひび割れ、わだち掘れ、平たん性（ σ ）、IRI（縦断凹凸）を、人工知能（AI）を利用して検知し、解析・評価を行うものとする。

上記3項目（ひび割れ率、わだち掘れ量、平たん性）を基に、舗装の維持管理指数（MCI）を算出し、路面性状調査評価を行うものとする。

ひび割れ率（C）、わだち掘れ量（D）、平たん性（ σ ）より以下の算出式によってMCIを求める。

MCI算出式には、下記の4式があり、それらの式で得た値の最も小さい値を該当区間のMCI評価値とすること。

$$MCI=10-1.48C^{0.3}-0.29D^{0.7}-0.47\sigma^{0.2}$$

$$MCI0=10-1.51C^{0.3}-0.30D^{0.7}$$

$$MCI1=10-2.23C^{0.3}$$

$$MCI2=10-0.54D^{0.7}$$

C:ひび割れ率(%), D:わだち掘れの平均(mm), σ :平たん性(mm)

出典:舗装設計施工指針(H18年版)日本道路協会

評価単位区間は20mとし、調査対象区間の路線図、距離標等が記載された図面に取りまとめる。発注者と協議の上、各評価結果等はブラウザ等で表示可能なデータを作成すること。

MC I 評価による舗装修繕基準

項目	レンジ	区分色	舗装修繕の判断
MCI	$5.0 < \text{MC I}$	青	望ましい管理水準
	$4.0 < \text{MC I} \leq 5.0$	緑	修繕を行うことが望ましい
	$3.0 < \text{MC I} \leq 4.0$	黄	修繕が必要
	$\text{MC I} \leq 3.0$	赤	早急に修繕が必要

出典：国土交通省土木研究所

(6) 舗装修繕計画策定

路線毎に本業務より得られた評価データを基に、経年劣化及び損傷の進行状況を整理し、現状と課題について抽出を行い、路線の重要度を考慮して対策内容や、補修する時期などについても検討を行う。その上で概算工事費の算出・優先度合いについても検討し、舗装修繕計画策定を取りまとめる。また、発注者と舗装修繕履歴管理に活用するために、適切な様式を検討の上これを作成する。

(7) 照査

照査は、照査要領に基づき、正確性、適切性及び整合性に着目して行うこと。

(8) 業務打合せ

業務の着手時、中間時（1回目：路面性状調査終了時、2回目：舗装補修計画作成時）及び納品時において、計4回の打合せを予定している。ただし、別途打合せが必要である場合は発注者と協議して決定すること。

(9) 報告書作成

「3.成果品」で記載している資料の作成を行うこと。

(10) その他

機器の性能が確認できる資料（性能確認試験の確認証書等）を事前に発注者に提出し、承諾を得ること。

第6条 安全管理

受注者は、業務の実施にあたり、交通状況に応じて各関係機関と必要に応じ緊密な連絡を取り、業務実施中の安全確保に努めること。